

府中市道路反射鏡設置基準

令和4年12月1日

第1 目的

この基準は、道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

第2 定義

道路反射鏡とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4項に定める道路付属物のことをいう。

第3 設置する道路

市は、次に定める道路上に道路反射鏡を設置する。ただし、道路の幅員、構造等の事由により道路反射鏡を道路上に設置できない場合は、当該道路以外の場所に設置することができる。

- (1) 府中市道
- (2) 府中市法定外公共物の管理に関する条例（平成13年12月府中市条例第26号）第2条第1項1号に定める道路
- (3) 国道・都道（道路占用許可を得られ、かつ、安全のためやむを得ない場合に限り）
- (4) 不特定多数の車両が通り抜けのできる私道

第4 設置基準

市は、次に定める道路形状のいずれかにより見通し距離が確保できない場合、かつ、交通状況及び交通量、その他状況を総合的に検討して市長が認める場合において道路反射鏡を設置することができる。

ただし、袋状道路においては、奥行が30メートル以上あり、沿道民家は6世帯以上で、かつ、車の所有が3世帯以上であって、同一人が所有する敷地で賃貸利用のみに供されているものではないこととする。

- (1) 湾曲部や屈曲部
- (2) 隅切りがない道路（隅切り2m未満を目安とする）
- (3) 信号機が設置されていない交差点
- (4) 止まれの交通規制がない交差点
- (5) その他特に見通しが悪いと市長が認める箇所

第5 設置条件

市は、前条に該当し、かつ、次に定める条件を満たす要望があった場合において道路反射鏡を設置することができる。

- (1) 設置要望箇所の近隣住民（特に隣接者）に説明をすること
- (2) 民有地への設置の場合は土地無償使用承諾書（様式1）の提出があること

第6 原因者負担

既設の道路反射鏡の設置位置が隣接地の改修等により支障をきたした場合は移設を原則とし、撤去は行わない。費用及び施工は原因者（工事を必要とする者）の負担とし、移設位置については、市と協議のうえ決定する。

付則

この基準は、平成10年1月5日から施行する。

付則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

付則

この基準は、令和4年12月1日から施行する。

様式1

管理番号	
------	--

年 月 日

府 中 市 長

名 前
住 所
電話番号
印

土 地 無 償 使 用 承 諾 書

次の道路反射鏡について、私の所有する土地に（設置・上空越境）することについて承諾いたします。

1 設置場所

府中市 町 丁目 番地

2 構造

独立柱	電柱共架
<input type="checkbox"/> 角型（1・2）面鏡	<input type="checkbox"/> 角型（1・2）面鏡
<input type="checkbox"/> 丸形（1・2）面鏡	<input type="checkbox"/> 丸形（1・2）面鏡

3 その他条件等

- (1) 道路反射鏡の維持管理は市が行う。
- (2) 土地利用の変化により道路反射鏡が支障となる場合は、原則として撤去ではなく移設とする。その費用は、原因者負担とする。
- (3) 撤去または移設時においては、原則として基礎部分を残置しないよう施工する。ただし、土地所有者が許可した場合は、その限りではない。

担当者

都市整備部道路課維持管理係

042-335-4536

